第2版　2021年6月1日改定

日本成人先天性心疾患学会　研究申請規定

1. 研究計画の申請は日本成人先天性心疾患学会（以下、「本会」という）研究委員会に提出してください。
2. 申請にあたっては、研究プロトコルは世界医師会のヘルシンキ宣言の規定を遵守したものでなければならないことを留意してください。また、原則として各施設における倫理委員会の承認を得てください。
3. 申請は本会ホームページから研究申請書をダウンロードし、必要事項を記入して研究委員会まで電子メールで送付してください。申請は随時受け付けています。
4. 適宜、研究目的の理解に必要と思われる資料などを添付しても構いません。
5. 申請は研究委員会において審議されます。
6. 提出にあたっては、研究の内容の他に、経済的基盤、結果の発表形態やAuthorship についても検討の上明記してください。また、各施設での倫理委員会での審議形態（研究代表施設の倫理委員会の審議のみでよいか、または各施設の倫理委員会の審議も必要かなど）についてもあらかじめ検討してください。
7. 多施設共同研究の場合、協力施設の負担にも相応の配慮と可能な範囲でのサポート方法を検討してください。
8. 研究責任者は、当該研究を行うにあたって必要な経験、見識を有する本会会員とします。提出の際には、研究責任者はその研究に関連した自身の発表や論文などの業績について可能な範囲で報告してください。
9. 多施設共同研究の論文化にあたり、筆頭著者資格として何%以上の症例登録を行っている施設に所属しているかなど具体的な原則の検討を行ってください。また、共著者については、登録症例数の多い施設の代表者を順に記載する、登録症例数に応じて同一施設から複数記載を可とするなど、具体的な方針をあらかじめ決めてください。
10. 研究成果を本会学術集会で発表して下さい。
11. 原則として、研究委員会、および学術委員会での承認をもって本会における承認とします。介入研究など、研究委員会、および学術委員会にて特に慎重な検討を要すると判断された場合には、理事会での承認をもって本会における承認とします。
12. 承認後、本会ホームページ上で、当該研究が本会で承認され、開始されることをあらかじめ告知するものとします。研究開始後も、各施設へのアンケート送付の時期や返信期限などについて研究委員会に事前に報告してください。
13. 承認後、研究が継続中の場合は毎年12月に、研究が終了した際は研究終了後すみやかに、臨床研究（継続・終了）報告書を研究委員会に提出してください。